

原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

新法の規定についての検討の開始時期を「施行後五年を経過した場合」から「施行後三年を経過した場合」に改めること。

(附則第十六条関係)